

2022年12月13日

全塾協議会 御中

全塾協議会 特別監査人 後藤美汐

2023年度塾生代表選挙における不正行為に関する報告

表題の件について、全塾協議会監査規則 第6条3項の定める監査人として、次の通りにご報告いたします。

1. 調査概要

特別監査人について

2022/12/6 22:00 頃、全塾協議会は、全塾協議会所属団体及び2023年度塾生代表選挙候補者 No.1 矢部力也氏（以下、矢部力也氏と記す）が不正行為と疑われる行為をとった可能性があることを感知した。緊急性を鑑み、塾生代表は緊急執行を通して、本件に関する特別監査人として全塾協議会事務局長の後藤美汐を任命した。

調査方法

以下の方法を用いて調査を行った。

- ・ 全塾協議会所属団体への聞き取り
- ・ 全塾協議会所属団体から提出された資料の読み取り
- ・ 慶應義塾大学（以下、大学と記す）職員への聞き取り
- ・ 矢部力也氏への聞き取り
- ・ 全塾協議会選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会と記す）への聞き取り

調査できなかった事項

- ・ 矢部力也氏の選挙運動員への聞き取り
- ・ 選挙管理委員会への聞き取りの際に証言を拒否された内容

本調査の事実認定方法

原則として、以下のものから得られた内容を事実と認定している。

- ・ 全塾協議会所属団体への聞き取り
- ・ 全塾協議会所属団体から提出された資料の読み取り
- ・ 大学職員への聞き取り
- ・ 矢部力也氏への聞き取り
- ・ 選挙管理委員会への聞き取り

調査経過

| 日付 | 概要 |
|-----------|--|
| 2022/12/6 | 全塾協議会と選挙管理委員会宛に匿名で連絡が入る内容については下記の通り。 <ul style="list-style-type: none">・ 矢部力也氏が、全塾協議会所属団体へ物品配布等、票の買収と思しき行為をとっていること。・ 選挙管理委員会内部に矢部力也氏と個人的な関わりを持つ者がいること。 |
| 2022/12/7 | 特別監査人の任命 全塾協議会は選挙管理委員会から調査依頼を受け、塾生代表が全塾協議会規約 第 18 条に基づく緊急執行で、全塾協議会監査規則 第 6 条 3 項に基づき特別監査人を任命。 所属団体への聞き取り 矢部力也氏への聞き取り 選挙管理委員会の一部委員及び事務員への聞き取り 全塾協議会が 12 月期全塾協議会臨時会の開催を告知 |
| 2022/12/8 | 全塾協議会の Twitter アカウントにて本件に関するツイートをを行う 所属団体への聞き取り |
| 2022/12/9 | 所属団体への聞き取り 大学職員への聞き取り |

| | |
|------------|-------------------------|
| | 選挙管理委員会の一部委員及び事務員への聞き取り |
| 2022/12/10 | 所属団体への聞き取り |
| 2022/12/11 | 所属団体への聞き取り |
| 2022/12/12 | 所属団体への聞き取り |
| 2022/12/13 | 所属団体への聞き取り |
| | 選挙管理委員会の一部委員への聞き取り |

2. 前提

i. 監査人の権限

特別監査人は、全塾協議会監査規則 第6条3項に基づき選任されている。監査人の権限は同規則 第7条に記された通りであり、この権限を用いることができるのは、塾生代表、所属団体及び事務局に対してのみである。したがって、本件の関係者である選挙管理委員会、矢部力也氏に対しての聞き取りは任意のものである。そのため、所属団体等以外に聞き取りを行う場合、証言を拒否された点に関しては、監査は及んでいない。

第7条（監査人の権限）

- ① 監査人は、必要に応じて実地の監査をすることができる。
- ② 監査人は、監査上の必要により監査を受ける物、帳簿、書類その他の資料若しくは 報告の提出を求めることができる。
- ③ 監査人は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。
- ④ 監査人の権限において監査を受けるものは、正当な事由がある場合を除きその要請に応じなければならない。

（全塾協議会監査規則より抜粋）

ii. 本件に関する処分について

選挙管理委員会は、12/10、矢部力也氏の団体に対する物品配布に関して、選挙管理委員会細則 第16条1項8号における票の買収にあたる判断し、矢部力也氏に対して下記のような処分を行っている。なお、適用期間は12/10～12/14の5日間であり、選挙管理委員会が下すことのできる処分の中で最も重い処分を下している。

処分内容

- 選挙管理委員会細則第 16 条に基づき、選挙運動停止
- 選挙管理委員会細則第 17 条に基づき、選挙運動停止期間中の演説および配布物配布許可の取り消し
- 選挙管理委員会細則第 18 条に基づき、各キャンパスの掲示物を撤去
(選挙管理委員会 Twitter より抜粋)

該当ツイート

<https://twitter.com/KeioElection/status/1601259905541083137?s=20&t=s4IAfoxFOW3oQ4mLJFmpZw>

また、全塾協議会は、12/8、全塾協議会 Twitter にて、矢部力也氏の団体に対する物品配布に関して、12/14 に全塾協議会臨時会（以下、臨時会と記す）を開き、処分等を検討する旨を発表している。ここで指す処分とは、全塾協議会選挙規則 第 32 条に基づくものである。なお、弁明の機会については、臨時会への出席を以て付与するか、臨時会欠席の場合は事前に書面での提出を以て付与することを矢部力也氏に通達している。

第 32 条（候補者に対する処分）

候補者または選挙運動員が、この規則に反した場合、全塾協議会は、決議によって立候補の取り消しまたは当選の取り消しを行うことができる。ただし、係る議決に際して、当事者に弁明の機会を付与しなければならない。

(全塾協議会選挙規則より抜粋)

3. 特別監査人による聞き取り

矢部力也氏による買収と疑われる行為について

矢部力也氏及び一部の所属団体への聞き取りから、矢部力也氏が塾生代表選挙に立候補するにあたり、自身の公約の周知や、所属団体の実情や意見を汲み取るべく、複数の所属団体に対してヒアリングを行っていたことが分かった。2022/12/13 3:00 現在、分かっているものは下記の通り。

7つの所属団体に対して、延べ 12 件のヒアリングを行う。

内訳)

| | |
|--------------------|------|
| ・ 飲食店でのヒアリング | 5 件 |
| ・ 教室でのヒアリング | 1 件 |
| ・ 所属団体所有の部室でのヒアリング | 1 件 |
| ・ オンライン上でのヒアリング | 5 件 |
| うち、選挙期間中 | 10 件 |
| 選挙期間外 | 2 件 |

上記のヒアリングにて、矢部力也氏から所属団体への物品授受は 2 件確認された。どちらの行為に対しても、矢部力也氏、受益した所属団体双方が認めている。

| | |
|-----------------|-----|
| ・ 物品配布 | 1 件 |
| ・ 飲食店内における商品の提供 | 1 件 |
| うち、選挙期間中 | 2 件 |

矢部力也氏と選挙管理委員会との個人的な関わりについて

矢部力也氏及び選挙管理委員会一部への聞き取りから、矢部力也氏並びに矢部力也氏の選挙運動員と個人的な関わりを持つものは 2022/12/13 3:00 現在 3 名いることが分かった。ここでの「個人的な関わり」とは、選挙管理委員会としての活動以外での関わりを指す。

- ・ 委員 1 名 (以下、委員 A と記す)
 - 委員 A は選挙管理委員会に所属する以前より、矢部力也氏の選挙運動員と知り合っており、選挙管理委員に任命された後に、選挙運動員から委員 A に対して選挙に関する話があった。その際、委員 A から選挙運動員に対して、特定の候補者に利益をもたらす話はされていない。その後も委員 A と選挙運動員は知人としてのやり取りを重ねている。
- ・ 事務員 2 名 (以下、事務員 A、事務員 B と記す)
 - 事務員 A は選挙管理委員会に所属する以前より、矢部力也氏の選挙運動員と知り合っており、選挙管理事務員に任命された後も知人としてのやり取りを重ねていた。選挙運動員から事務員 A に対して、矢部力也氏の選挙活動に関する話をされることはあったが、事務員 A から選挙運動員及び矢部力也氏に対して、特定の候補者に有利に働くような選挙に関する話を持ちかけたことはない。
 - 事務員 B は選挙管理委員会に所属する以前より、矢部力也氏の選挙運動員と知り合っており、選挙管理事務員に任命された後に一度だけ SNS でのやり取りがあった。そこで、選挙運動員から事務員 B に対して選挙に関する話がされたことは、事務員 B への聞き取りによって確認されたが、事務員 B か

ら選挙運動員へどのような話がされていたかについてはできていない。

4. 選挙管理委員会 監査役からの報告

12/14 11:00 頃、選挙管理委員会 監査役より、「2023 年度塾生代表選挙における不正疑惑に関する監査報告」が提出された。

監査報告書内では、監査役が選挙管理委員及び事務員全員を対象にヒアリングを行い、『「選挙管理委員会内部の者が、選挙の公正性を欠く内容の発言及び行為を行っている」という事実は、確認されなかった。』と結論付けられている。